資料１

協議会の規約改正について

１．規約改正について　　Ｐ　１

平成２９年３月
九州農政局

有明海漁場環境改善連絡協議会　規約（改正案対照表）案

（赤字は変更）

改　正　案	現　行
（名　称） 第１条　本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。	（名　称） 第１条　本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。
（目　的） 第２条　連絡協議会は、有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を行い、有明海再生への道筋を明らかにするとともに、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等４県が協調した取組について意見交換等を行い、その具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資することを目的とする。	（目　的） 第２条　連絡協議会は、有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を行い、有明海再生への道筋を明らかにするとともに、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等４県が協調した取組について意見交換等を行い、その具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資することを目的とする。
（業　務） 第３条　連絡協議会は前条の目的を達成するため､次の業務を行う。 （１）有明海の環境変化の原因究明に資する調査に関すること。 （２）漁場環境改善に資する調査及び現地実証に関すること。 （３）有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等４県が協調した取組に関すること。 （４）（１）～（３）に係る意見交換、情報交換及び調整。 （５）その他、本協議会の目的達成に必要な事項。	（業　務） 第３条　連絡協議会は前条の目的を達成するため､次の業務を行う。 （１）有明海の環境変化の原因究明に資する調査に関すること。 （２）漁場環境改善に資する調査及び現地実証に関すること。 （３）有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等４県が協調した取組に関すること。 （４）（１）～（３）に係る意見交換、情報交換及び調整。 （５）その他、本協議会の目的達成に必要な事項。
（構　成） 第４条　連絡協議会の構成は、別表－１とする。	（構　成） 第４条　連絡協議会の構成は、別表－１とする。
（会　長） 第５条　連絡協議会に会長を置く。 ２．会長は、構成員の互選とする。 ３．会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。	（会　長） 第５条　連絡協議会に会長を置く。 ２．会長は、構成員の互選とする。 ３．会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。

改　正　案	現　行
（会　議） 第６条　連絡協議会は、会長が招集する。 ２．連絡協議会の開催は、原則年２回とし、開催時期は会長が定めるものとする。また、開催時期及び回数は会長が必要と認めた場合、変更することができる。 （会議の公表） 第７条　連絡協議会は、原則、公開とする。議事録及び会議に提出された文書は、公開とする。 （幹事会） 第８条　連絡協議会には、技術的事項等を検討するため幹事会を設ける。 ２．幹事会は、会長が召集する。 ３．幹事会に、構成員の互選による座長を置く。 ４．座長は、議事の進行及び総括を行う。 ５．幹事会の構成は、別表－２とする。 （関係者の出席） 第９条　会長が必要と認めた場合には、連絡協議会または幹事会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。 （知事レベル会合） 第１０条　会長は、有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合には、連絡協議会の協議を踏まえ、各県知事の出席を求め、知事レベル会合を開催することができる。 ２．知事レベル会合には、会長が４県と調整して必要と認める者の出席を求めることができる。	（会　議） 第６条　連絡協議会は、会長が招集する。 ２．連絡協議会の開催は、原則年２回とし、開催時期は会長が定めるものとする。また、開催時期及び回数は会長が必要と認めた場合、変更することができる。 （会議の公表） 第７条　連絡協議会は、原則、公開とする。議事録及び会議に提出された文書は、公開とする。 （幹事会） 第８条　連絡協議会には、技術的事項等を検討するため幹事会を設ける。 ２．幹事会は、会長が召集する。 ３．幹事会に、構成員の互選による座長を置く。 ４．座長は、議事の進行及び総括を行う。 ５．幹事会の構成は、別表－２とする。 （関係者の出席） 第９条　会長が必要と認めた場合には、連絡協議会または幹事会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。 （知事レベル会合） 第１０条　会長は、有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合には、連絡協議会の協議を踏まえ、各県知事の出席を求め、知事レベル会合を開催することができる。 ２．知事レベル会合には、会長が４県と調整して必要と認める者の出席を求めることができる。

改　正　案	現　行
（事務局） 第１１条　連絡協議会の事務局は、九州農政局に置く。事務局の構成は、別表－３とし、事務局長は、九州農政局農村振興部長とする。 （経　費） 第１２条　連絡協議会に必要な経費は、九州農政局の負担とする。 （規約の変更等） 第１３条　この規約の変更は、連絡協議会での協議により行うものとする。 ２．この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会に諮って定める。 附則 本規約は、平成１７年７月２６日から施行する。 本規約は、平成１８年８月３１日から改正する。 本規約は、平成１９年９月２１日から改正する。 本規約は、平成２０年９月２９日から改正する。 本規約は、平成２１年１０月１日から改正する。 本規約は、平成２３年１１月１６日から改正する。 本規約は、平成２４年１０月３０日から改正する。 本規約は、平成２６年１０月２１日から改正する。 本規約は、平成２７年１１月　２日から改正する。 本規約は、平成２９年　　月　　日から改正する。	（事務局） 第１１条　連絡協議会の事務局は、九州農政局に置く。事務局の構成は、別表－３とし、事務局長は、九州農政局農村振興部長とする。 （経　費） 第１２条　連絡協議会に必要な経費は、九州農政局の負担とする。 （規約の変更等） 第１３条　この規約の変更は、連絡協議会での協議により行うものとする。 ２．この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会に諮って定める。 附則 本規約は、平成１７年７月２６日から施行する。 本規約は、平成１８年８月３１日から改正する。 本規約は、平成１９年９月２１日から改正する。 本規約は、平成２０年９月２９日から改正する。 本規約は、平成２１年１０月１日から改正する。 本規約は、平成２３年１１月１６日から改正する。 本規約は、平成２４年１０月３０日から改正する。 本規約は、平成２６年１０月２１日から改正する。 本規約は、平成２７年１１月　２日から改正する。

改　正　案

別表－１

連絡協議会の構成

役職等	所　属　等
委　員	福岡有明海漁業協同組合連合会会長 佐賀県有明海漁業協同組合組合長 長崎県漁業協同組合連合会会長 熊本県漁業協同組合連合会会長 福岡県農林水産部水産局長 佐賀県農林水産部理事 長崎県水産部長 熊本県農林水産部水産局長 国立研究開発法人　水産研究・教育機構西海区水産研究所長 水産庁増殖推進部漁場資源課長 〃　九州漁業調整事務所長 農村振興局整備部農地資源課長 九州農政局長

現　　行

別表－１

連絡協議会の構成

役職等	所　属　等
委　員	福岡有明海漁業協同組合連合会会長 佐賀県有明海漁業協同組合組合長 長崎県漁業協同組合連合会会長 熊本県漁業協同組合連合会会長 福岡県農林水産部水産局長 佐賀県生産振興部長 長崎県水産部長 熊本県農林水産部水産局長 国立研究開発法人　水産総合研究センター西海区水産研究所長 水産庁増殖推進部漁場資源課長 〃　九州漁業調整事務所長 農村振興局整備部農地資源課長 九州農政局長

改　正　案

別表－２

幹事会の構成

役職等	所　属　等
委　員	福岡有明海漁業協同組合連合会専務理事 両開漁業協同組合組合長 佐賀県有明海漁業協同組合専務理事 佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所運営委員長 長崎県漁業協同組合連合会専務理事 小長井町漁業協同組合組合長 熊本県漁業協同組合連合会参事 沖新漁業協同組合組合長
	福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 〃　水産振興課長 佐賀県県民環境部有明海再生・自然環境課長 〃　農林水産部水産課長 長崎県水産部漁業振興課長 〃　参事監 熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長 〃　農林水産部水産局水産振興課長
	福岡県水産海洋技術センター所長 佐賀県有明水産振興センター所長 長崎県総合水産試験場長 熊本県水産研究センター所長
	国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所有明海・八代海漁場環境研究センター長
	水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長 〃　九州漁業調整事務所次長
	農村振興局整備部農地資源課調査官 九州農政局農村振興部長 〃　地方参事官

現　行

別表－２

幹事会の構成

役職等	所　属　等
委　員	福岡有明海漁業協同組合連合会専務理事 両開漁業協同組合組合長 佐賀県有明海漁業協同組合専務理事 佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所運営委員長 長崎県漁業協同組合連合会専務理事 小長井町漁業協同組合組合長 熊本県漁業協同組合連合会参事 沖新漁業協同組合組合長
	福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 〃　水産振興課長 佐賀県くらし環境本部有明海再生・自然環境課長 〃　生産振興部水産課長 長崎県水産部漁政課長 〃　参事監 熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長 〃　農林水産部水産局水産振興課長
	福岡県水産海洋技術センター所長 佐賀県有明水産振興センター所長 長崎県総合水産試験場長 熊本県水産研究センター所長
	国立研究開発法人水産総合研究センター西海区水産研究所有明海・八代海漁場環境研究センター長
	水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長 〃　九州漁業調整事務所次長
	農村振興局整備部農地資源課調査官 九州農政局農村振興部長 〃　地方参事官

改　正　案	現　行

別表－３

事務局の構成

役職等	所　属　等
事務局長 事 務 局	九州農政局農村振興部長 〃　地方参事官 〃　事業管理調整官 〃　農村環境課長 〃　農地整備課長

別表－３

事務局の構成

役職等	所　属　等
事務局長 事 務 局	九州農政局農村振興部長 〃　地方参事官 〃　事業管理調整官 〃　農村環境課長 〃　農地整備課長